

千葉県行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（写しの交付に係る手数料）

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定により審査庁が提出書類等の写しの交付を行う場合（以下この条において「審査庁が写しの交付を行う場合」という。）及び他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 手数料は、法第38条第1項（審査庁が写しの交付を行う場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の際に徴収する。

3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（審査庁が写しの交付を行う場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第2項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

5 前項の書面には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（行政不服審査会の設置）

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、千葉県行政不服審査会（以

下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条第5項の規定は、専門委員に準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

対象書面等の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書又は図画	用紙に複写したものの交付に限る。	用紙1枚につき10円（多色刷りのものにあつては、20円）
2 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	用紙に出力したものの交付に限る。	用紙1枚につき10円（多色刷りのものにあつては、20円）

備考

- 1 用紙の両面に複写し、又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の規格のものを用いるものとし、A3判を超える規格の用紙を用いた場合は、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。